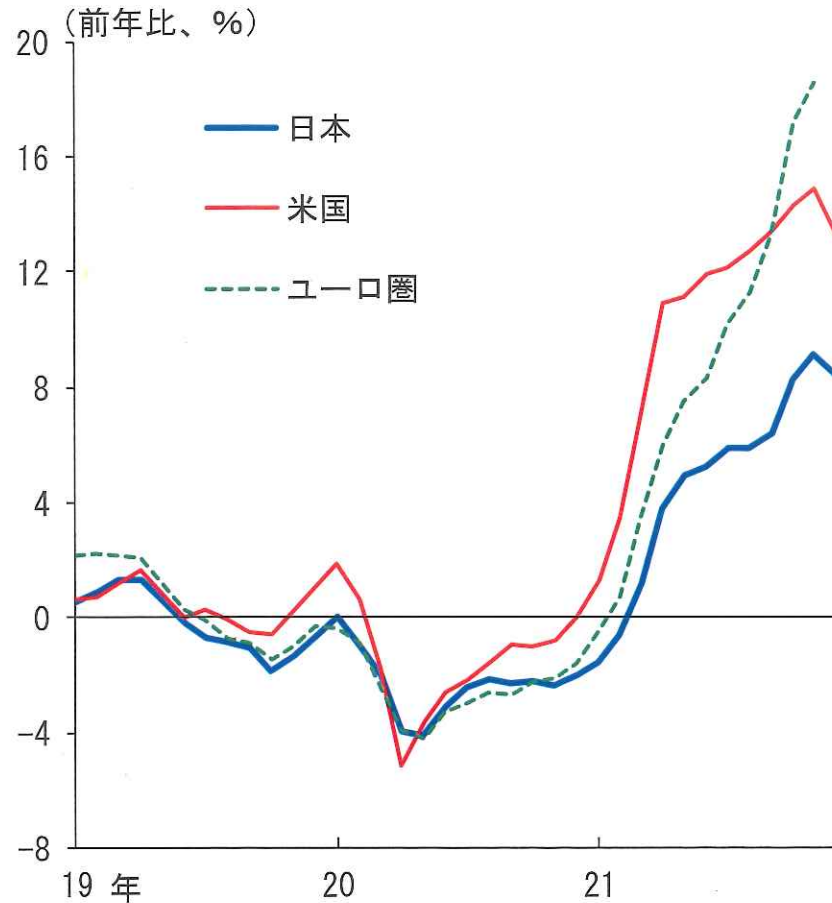
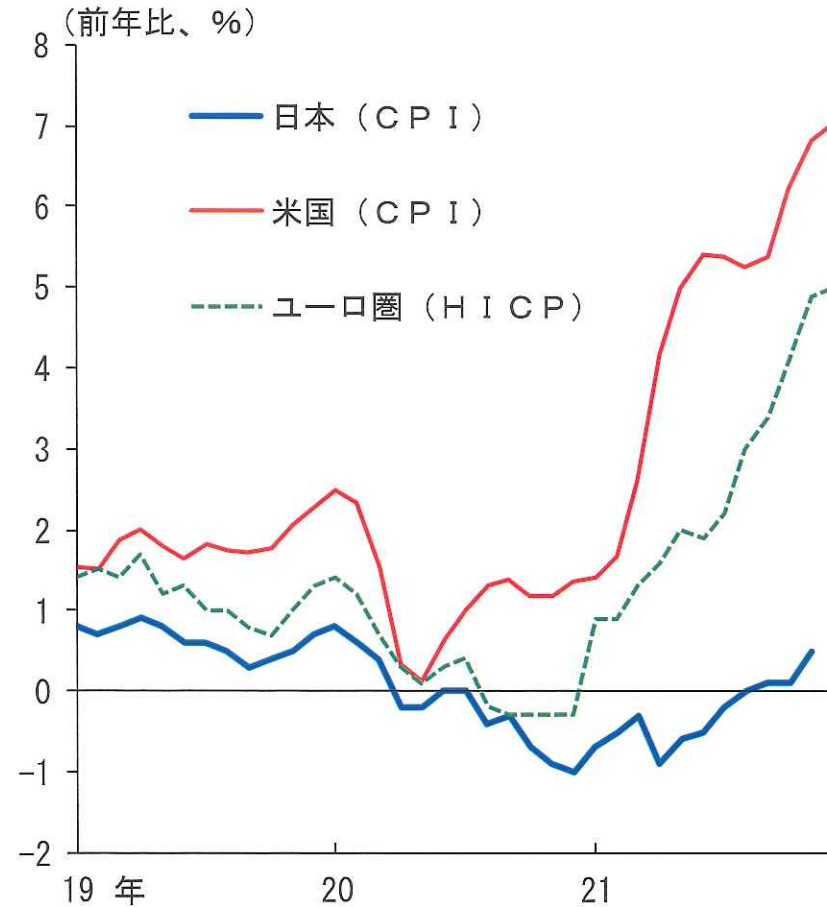


物価動向

生産者段階の物価動向



消費者物価



(注) 1. 左図は、日本は国内企業物価指数の総平均（消費税率引き上げの影響を調整したベース）。米国は生産者物価指数の最終需要財、ユーロ圏は生産者物価指数の鉱工業（除く建設・下水処理・廃棄物管理・浄化活動）。

2. 右図の日本は生鮮食品を除く。

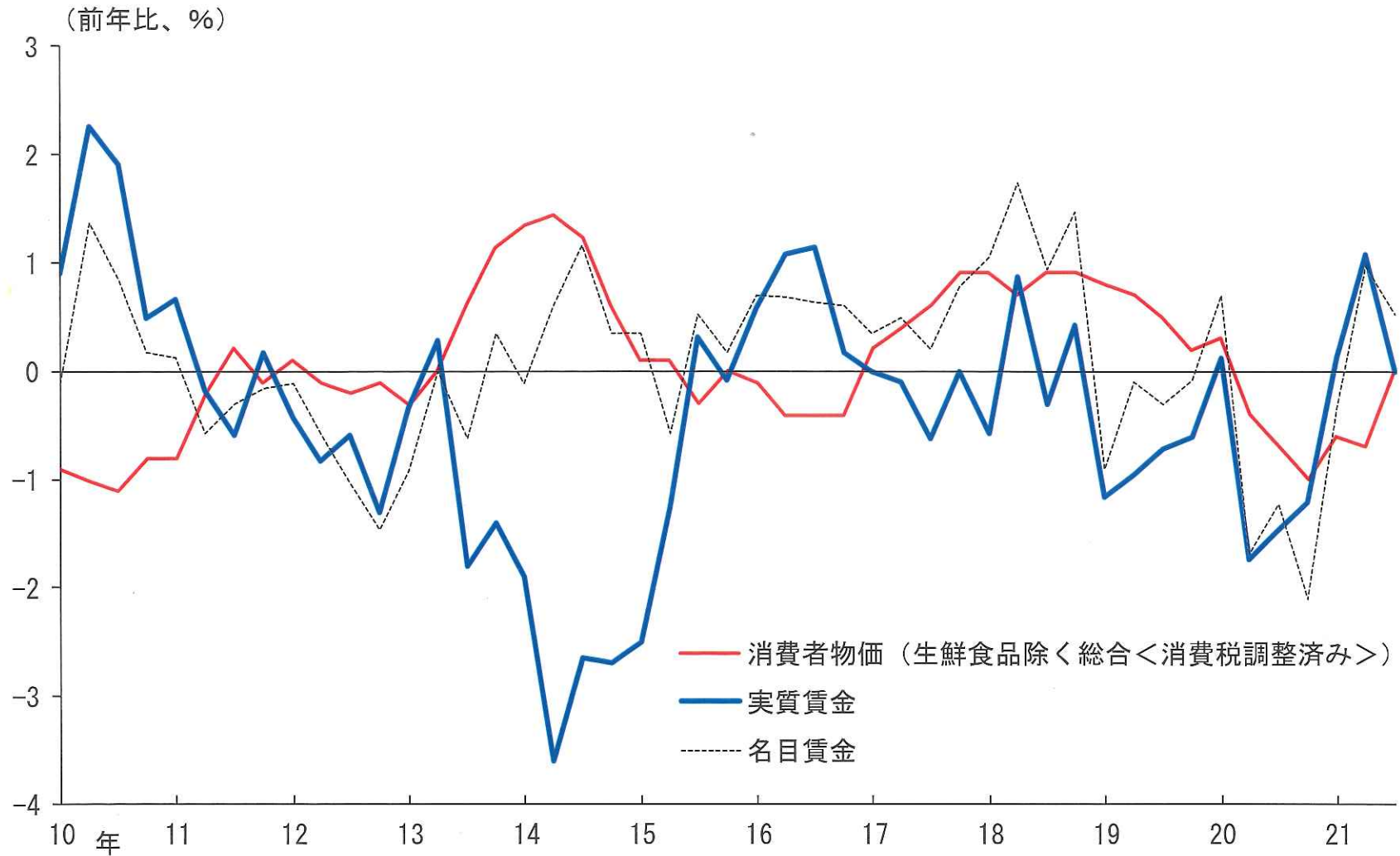
(出所) 日本銀行、BLS、Eurostat、Haver、総務省

出典：日本銀行、BLS、Eurostat、Haver、総務省作成資料

令和4年1月25日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

(パネル写し)

賃金・物価の推移



出典：総務省、厚生労働省作成資料

令和4年1月25日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

(出所) 総務省、厚生労働省

日本銀行政策委員のCPIインフレ率見通し

(前年比、%)

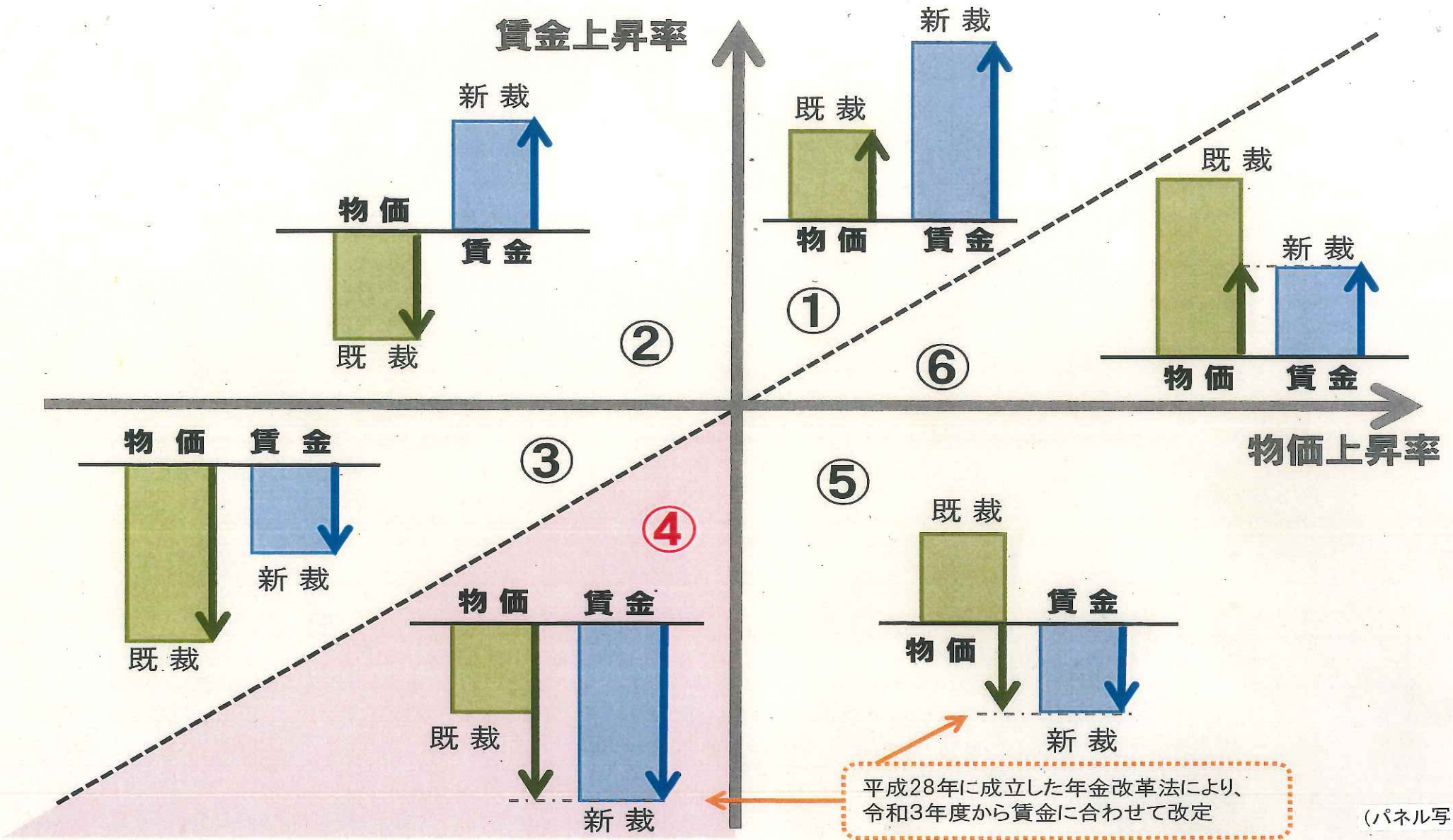
	2013年度 見通し	2014年度 見通し	2015年度 見通し	2016年度 見通し	2017年度 見通し	2018年度 見通し	2019年度 見通し	2020年度 見通し	2021年度 見通し	2022年度 見通し	2023年度 見通し
2013年1月	0.4	0.9									
4月	0.7	1.4	1.9								
7月	0.6	1.3	1.9								
10月	0.7	1.3	1.9								
2014年1月	0.7	1.3	1.9								
4月	0.8	1.3	1.9	2.1							
7月		1.3	1.9	2.1							
10月		1.2	1.7	2.1							
2015年1月		0.9	1.0	2.2							
4月		0.8	0.8	2.0	1.9						
7月			0.7	1.9	1.8						
10月			0.1	1.4	1.8						
2016年1月			0.1	0.8	1.8						
4月			0.0	0.5	1.7	1.9					
7月				0.1	1.7	1.9					
10月				-0.1	1.5	1.7					
2017年1月				-0.2	1.5	1.7					
4月				-0.3	1.4	1.7	1.9				
7月					1.1	1.5	1.8				
10月					0.8	1.4	1.8				
2018年1月					0.8	1.4	1.8				
4月					0.7	1.3	1.8	1.8			
7月						1.1	1.5	1.6			
10月						0.9	1.4	1.5			
2019年1月						0.8	0.9	1.4			
4月						0.8	0.9	1.3	1.6		
7月							0.8	1.2	1.6		
10月							0.5	1.0	1.5		
2020年1月							0.4	0.9	1.4		
4月							0.4	-0.8~-0.4	0.0~+0.7	+0.4~+1.0	
7月								-0.6	0.3	0.7	
10月								-0.7	0.4	0.7	
2021年1月								-0.6	0.5	0.7	
4月								-0.4	0.1	0.8	1.0
7月									0.6	0.9	1.0
10月									0.0	0.9	1.0
2022年1月									0.0	1.1	1.1
実績値	0.8	0.8	-0.1	-0.2	0.7	0.8	0.4	-0.6	-0.2	-	-

- (注) 1. 20/1月まで及び20/7月以降は、政策委員見通しの中央値。20/4月は、先行きの不確実性が従来以上に大きいことに鑑み、各政策委員が最大1.0%ポイントのレンジの範囲内で作成した見通しの「大勢見通し」(9名の政策委員の見通し値<上限値・下限値>のうち上から2個、下から2個、計4個の値を除いて、幅で示したもの)。
2. CPIインフレ率は、総合除く生鮮食品。実績値は消費税率引き上げ及び教育無償化政策の影響を除く。
3. 実績値の21年度は、4~11月のラップ値。

出典：日本銀行、総務省作成資料

令和4年1月25日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

年金額の改定(スライド)のルール



(パネル写し)

出典：厚生労働省作成資料

令和4年1月25日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

第1 請求の趣旨に対する答弁

被告国は、被告国の令和2年7月8日付け答弁書第1（3ページ）における請求の趣旨に対する答弁を次のとおり変更する。

原告の被告国に対する請求を認諾する。

第2 請求を認諾するに至った理由

被告国は、これまでに、原告の求めを踏まえ、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、労働時間や公務災害認定に関する資料、原告の夫（亡俊夫）が作成したファイル一式（本件文書の写し）など、本件審理に必要な資料を可能な限り提出してきた。令和3年10月、原告から、上記資料に基づく請求原因についての追加主張が一通り行われたため、その内容も踏まえて検討したところ、原告の夫が、強く反発した財務省理財局からの決裁文書の改ざん指示への対応を含め、森友学園案件に係る情報公開請求への対応などの様々な業務に忙殺され、精神面及び肉体系に過剰な負荷が継続したことにより、精神疾患を発症し、自死するに至ったことについて、国家賠償法上の責任を認めるのが相当との結論に至った。

そうである以上、いたずらに訴訟を長引かせるのは適切ではなく、また、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事案の性質などに鑑み、原告の請求を認諾するものである。

以上

局が国会対応の観点から作業を行うならば、一定の協力は行うものと整理された。

⑦ 他方、本省理財局においては、国会審議への対応や、国会議員等からの説明要求や資料要求等への対応に追われており、「文書3(売払決議)」の書き換え内容については、平成29年3月20日(月・祝)に、理財局長を含めて改めて議論を行うこととなった。その際、理財局長からは、同年2月から3月にかけて積み重ねてきた国会答弁を踏まえた内容とするよう念押しがあった。遅くともこの時点までには、理財局長も、決裁文書の書き換えを行っていることを認識していたものと認められる。同日の議論を踏まえて、翌日21日(火)までに、売払いに至る経緯を加筆した案が作成され、近畿財務局に共有された。

⑧ 「文書3(売払決議)」のほか、「文書1(貸付決議①)」について同様の作業が必要となることは、本省理財局の幹部職員の間で認識されており、平成29年3月20日(月・祝)に理財局長も含めて議論を行った上で、書き換え案が近畿財務局に共有された。

⑨ しかし近畿財務局側では、その時期、統括国有財産管理官の配下職員による本省理財局への反発が更に強まっていたため、本省理財局においては、各種決裁文書の書き換え案として近畿財務局に送付した内容が実際にどの程度反映されているのか、確認できない状況が続いた。

出典：「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」
平成30年6月4日 財務省 より抜粋

赤木 俊夫 (近財)

差出人: [redacted] <[redacted]@mof.go.jp>
送信日時: 2017年3月20日月曜日 22:49
宛先: 楠 敏志 (近財); 小西 真 (近財); 池田 靖 (近財); 赤木 俊夫 (近財); [redacted] (近財); [redacted] (近財)
CC: 田村嘉啓; [redacted]; [redacted]; [redacted]; [redacted]
件名: 取得要望書について
添付ファイル: 取得要望書.ZIP

お世話になっております。
標記の件につきまして、本日、別添資料にて局長説明を行いましたので、送付します。
今後の予定ですが、明日、別添資料(マスキングバージョンのみ)にて与党廻りを行い、その結果を局長に御報告の上、民進党に出すかどうか決定することとなります。
その際は、当方からその旨連絡します。

なお、本日、売払決議につきまして、局長説明を行いました。局長からの指示により、調書につきましては、現在までの国会答弁を踏まえた上で、作成するよう直接指示がありましたので、改めて、調書を修正後、局長説明を行う予定です。今後とも宜しくお願いします。PWは [redacted] です。

審理室 [redacted] 様

添付ファイル 取得要望書.ZIP はパスワードで保護されているため、ウイルス検索を実行できませんでした。

(パネル写し)

出典：「赤木ファイル」P.165
令和4年1月25日(火) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

に話しておくなどと答えた⁵⁵。

午前3時台にも、A氏は、看守勤務者に対し、なぜ自分だけ病院に行けないのかと不満を述べた。看守勤務者は、病院に行くことが決まったら知らせる旨を答えた。

A氏は、これらのほかにも体調不良を訴えて（日中以外では、午前4時台にも体調不良を訴えた。）バイタルチェックを希望し、看守勤務者がバイタルチェックを行ったが、各数値に異常は見当たらなかった（別紙5）。

看護師は、A氏の意欲の向上、食欲や体力の回復を図るため、2月24日から、各平日に、1回当たり30分程度のリハビリテーション（深呼吸・腹式呼吸、左右上肢の運動、背中・下肢のマッサージ、各関節の屈曲・伸展等）を行い、その際にA氏の体調確認を行うこととした（リハビリテーションの計画は別紙6（46頁）のとおり）⁵⁶。

午後3時頃、A氏は、准看職員の立会いの下、前記リハビリテーションを行った。A氏が指を伸ばされると疼痛を訴えるなどしたため、准看職員は、軽度拘縮⁵⁷が生じている可能性があると考えた。

看護師は、前記のとおり、2月23日にA氏がおむつを使用したとの情報に接し、A氏は機能障害でないことからおむつの使用は控えるよう看守勤務者に伝えた。これを受け、午後9時頃にはA氏からおむつが回収され、その後、おむつは使用しないこととなった。

19 2月25日（木）の状況

(1) 摂食状況及び水分摂取状況

A氏は、官給食については3食とも看守勤務者に介助（スプーンでかゆをすくってもらい、そのスプーンを口元に運んでもらう。）してもらい、それぞれかゆを数口ずつ食べた。そのほかに、副食のフライドポテトや自費購入のパウンドケーキなども食べた。A氏は、パウンドケーキを自分の手でつかんで食べた。また、看守勤務者から手交されたOS-1を飲んだ（500ミリリットル入りペットボトル1本を手交）。ほか、自費購入の清涼飲料水を飲んだ。

A氏は、OS-1のペットボトルのキャップを自分で開けることが

⁵⁵ 看守勤務者の対応は、前日である2月23日についての前記注53記載の理由と同様の理由によるものである。

⁵⁶ なお、3月4日は面談のみを実施し、丁病院精神科の医師に対し、自分の話したいことをしっかりと伝えるようにとの指導を行った。

⁵⁷ 軽く関節が動かしにくくなった状態をいう。

検証委員会の事実認定、評価等

※報告書を基に国交省にて作成

	第4章 事実認定関係	第5章 評価	第6章 原因論	第7章 再発防止策
1. 合算問題	<p>○H12の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示。(P13イ)</p> <p>○合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。(P15)</p>	<p>①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点、</p> <p>②調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた点において、不適切。(P32ア)</p>	<p>(●直接的原因 ◎間接的原因)</p> <p>●人的・物的余裕がなかったため、合算処理の是非を検討し、見直す機会もないまま継続された。</p> <p>◎室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識。(P38-39)</p>	<p>① 業務過多の解消</p>
2. 二重計上問題	<p>○H21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、H25.4から、回収率の逆数を乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生。(P17ウ)</p> <p>○二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。(P18-19)</p>	<p>○過月分が本来提出されるべき月と、実際に提出された月で二重に加算されるため、年次の統計として過大推計。(P36ア)</p> <p>○各手続きの最終的な統計作成への影響を精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもいかなかったことが過大推計を引き起こした理由(P36イ)</p>	<p>●集計実務を担当する係長・係員が気づきを得られなかった。</p> <p>◎推計方法の見直し過程で、係長以下と、推計方法を検討していた補佐以上の間で十分な情報共有がなく、情報が分断。室長ら幹部が集計作業を現場任せにしていた分業意識も背景。また、係長以下の業務過多。(P39-40)</p>	<p>② 統計を統合的に理解する職員の配置</p> <p>③ 職員の専門知識の習得</p>
3. 事後対応問題	<p>○H31.1の一点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。(P21)</p> <p>○室長はR1.6頃に合算を、遅くともR1.11頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審もR1.12に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止はR3.4分から。(P23-31)</p> <p>○この間R1.12分からは、政総審の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でダブルテープを貼り合算していた。(P24-25)</p>	<p>○R1.12分からの前月分合算は、まずは、総務省に報告し意見を確定した上で決定すべきと思われる。</p> <p>○会計検査対応で二重計上の明確な説明を避け、総務省報告もR2.10に合算処理の見直しが統計委評価部会から承認されたように装った。</p> <p>○R3.6に改善した集計結果を公表の際、複数月合算や二重計上を明らかにしていない。</p> <p>○一点検で報告しなかったのは事なかれ主義の現れ。(P37-38)</p>	<p>●「隠ぺい工作」とまでいうかどうかはともかく、幹部職員において、責任追及を回避したいといった意識</p> <p>◎管理職の短任期や統計室の業務過多により、管理職が自ら問題を解決せず先送りするインセンティブを有する構造的な問題</p> <p>◎問題の発覚が現職職員の不利益となる構造ゆえに、問題を隠蔽し又は矮小化させるインセンティブを有する構造的な問題 (P40-41)</p>	<p>④ 専門家との相談体制の構築</p> <p>⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成</p>

このほかに、第1章概要等、第2章建設受注統計調査、第3章統計室、第8章追補、第9章終わりに(委員長及び委員長代理より)

出典：「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会報告書の概要」

令和4年1月 国土交通省 大臣官房(監察担当)より抜粋

令和4年1月25日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

福岡 (令和3年5月12日)

上記の点を措くとしても、生活保護受給世帯のうちほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有し、5割近い世帯がカメラを所有していること(乙A37。なお、原告14本人)などに鑑みると、平成20年から平成22年にかけて、テレビの価格が下落し、パソコンやカメラの品質が向上したことなどにより、生活保護受給世帯が全く恩恵を受けなかったということとはできないし、**テレビやパソコン等は、生活扶助により購入することがあり得る品目であって、生活扶助により支出することが想定されない非生活扶助相当品目(医療費、NHK受診料等)とは明らかに性質を異にするというべきである。**また、仮に、生活保護受給世帯の消費実態や価格下落の大きさ(物価下落率の算定に与える影響)等を考慮してテレビやパソコン等を除外するとすれば、他の品目についても同様の考慮を行う必要がないか否かが当然に問題となる上、たばこなどの嗜好品をどう考えるかといったように、その除外品目の客観的な線引きは困難なものとなりかねないし、その線引きの基準によっては、かえって客観性を欠く恣意的なものとなるおそれもある。

したがって、平成20年から平成22年にかけてのテレビやパソコン等の価格下落や品質向上等が、デフレ調整における物価下落率の算定において相当程度影響していることは否定し難いが、非生活扶助相当品目を除外すること及びその除外品目の選定(線引き)につき一定の合理的な理由が認められる以上、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとは認め難く、原告らの指摘する点を踏まえてもなお、厚生労働大臣の判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとは認められない。

京都 (令和3年9月14日)

なお、原告らの主張は、物価下落の主因となっているテレビ、パソコン等を対象品目から除外すべきであるとの趣旨とも解されるが、**テレビ、パソコン等は、生活保護受給世帯が生活扶助により購入することがあり得る品目であって、およそ生活扶助により支出することが想定されていない非生活扶助相当品目(医療費、NHK受診料等)とは明らかに性質を異にする。**また、生活保護受給世帯のうちほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有し、5割近い世帯がカメラを所有していること(乙38)などに照らすと、平成20年から平成22年にかけて、テレビの価格が下落したり、パソコンやカメラの品質が向上したりしたことにより、生活保護受給世帯の消費が全く影響を受けなかったということとはできない。さらに、仮に、生活保護受給世帯の消費実態や価格の下落幅、物価下落率の算定に与える影響等を考慮してテレビ、パソコン等を対象品目から除外するとすれば、他の品目についても同様の考慮を行う必要がないかを検討する必要があるが、例えば嗜好性の高いたばこを除外すべきか否かなど、除外品目に関する基準の設定について困難な問題が生じ、かえって客観性を欠く恣意的な取扱いと評価されかねないものであって、相当でないというべきである。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

金沢 (令和3年11月25日)

また、平成20年から平成22年にかけてのテレビやパソコン等の価格下落や品質向上等が、デフレ調整における物価下落率の算定において相当程度影響していることは否定し難いものの、他方で、生活保護受給世帯のうちほとんどの世帯がテレビを所有しており、4割近い世帯がパソコンを所有していること(乙36)などに鑑みると、平成20年から平成22年にかけてテレビの価格が下落し、パソコンの品質が向上したことなどにより、生活保護受給世帯が恩恵を受けなかったとはいえないし、**テレビやパソコンは生活扶助により購入することがあり得る品目であるから、生活扶助相当CPIにおいて除外された医療費、NHK受診料等の生活扶助により支出することが想定されない品目とは性質を異にするといえる。**

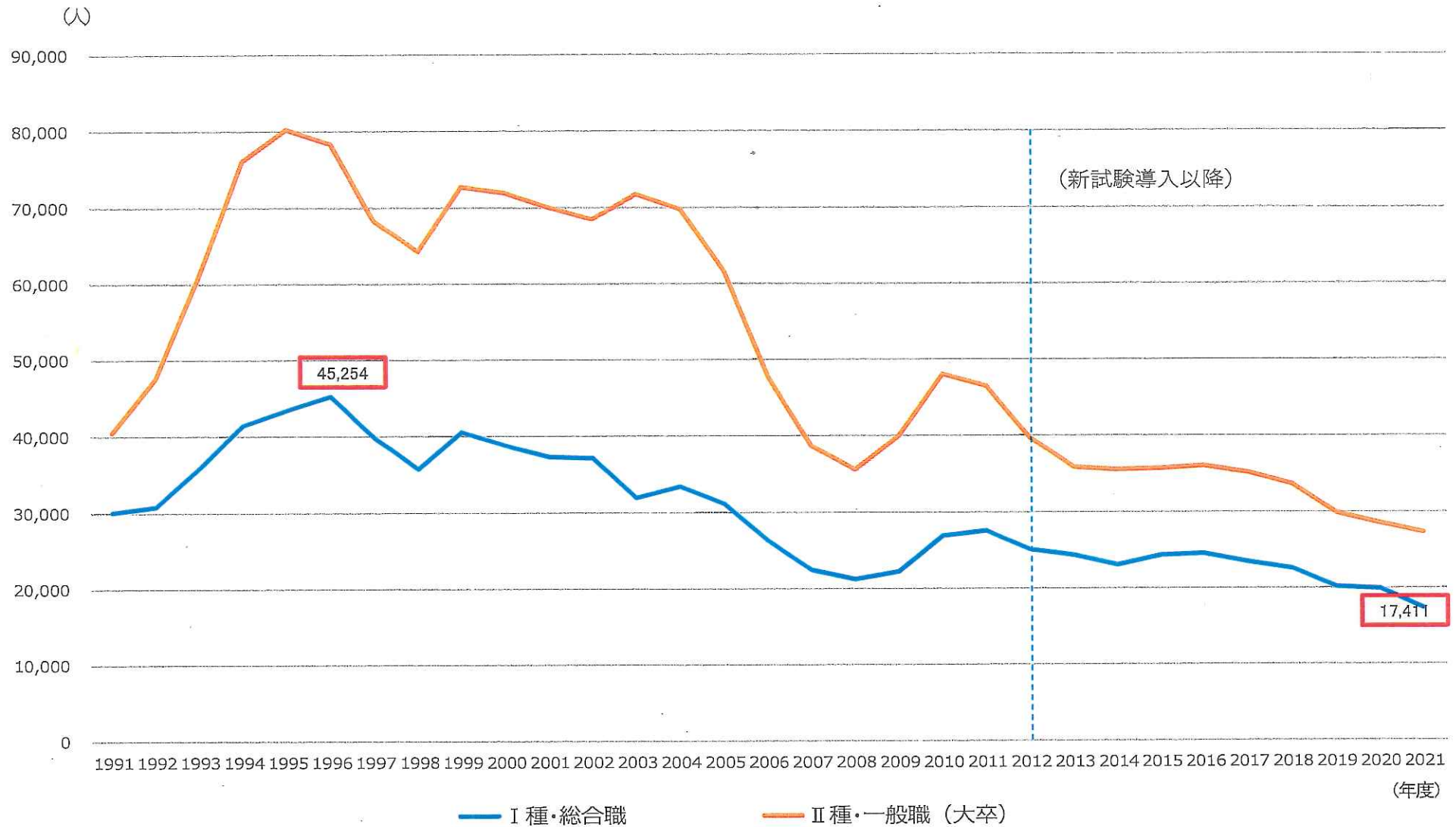
以上によれば、総務省CPIの品目の中から生活扶助により支出することが想定されない品目を除外したことをもって直ちに、生活扶助相当CPIによる物価下落率の算出方法が不合理であるということとはできない。

出典：最高裁判所作成資料

令和4年1月25日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(パネル写し)

国家公務員採用試験申込者数の推移【1991年度以降】



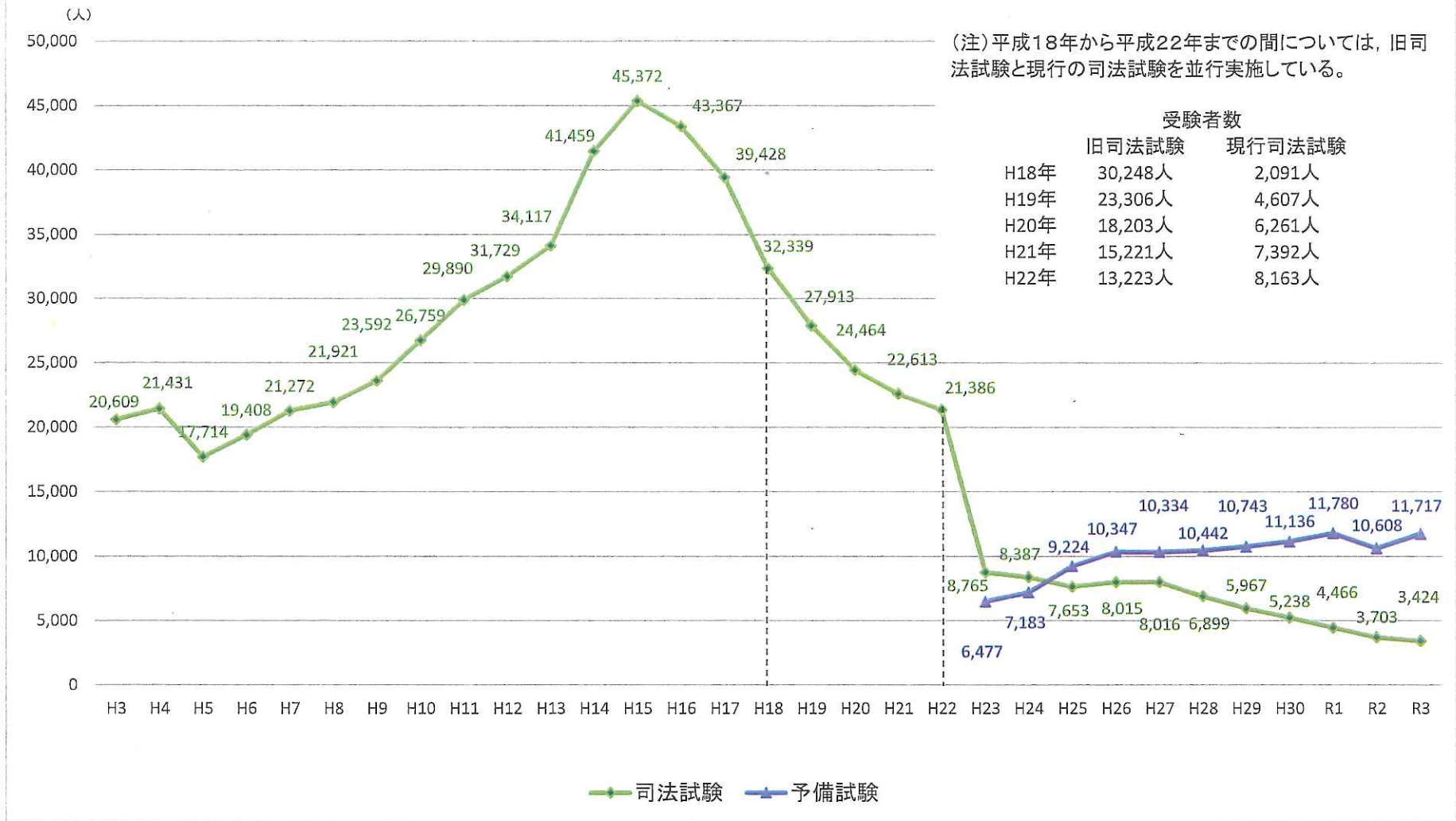
【人事院年次報告書等より内閣人事局が作成】

(パネル写し)

出典：人事院年次報告書より内閣人事局作成資料

令和4年1月25日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

司法試験及び司法試験予備試験の受験者の推移



(パネル写し)

出典：法務省作成資料

令和4年1月25日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

司法試験の結果について(平成23年～令和3年)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受験者数	8,765人	8,387人	7,653人	8,015人	8,016人	6,899人	5,967人	5,238人	4,466人	3,703人	3,424人
うち法科大学院修了資格	8,765人	8,302人	7,486人	7,771人	7,715人	6,517人	5,567人	4,805人	4,081人	3,280人	3,024人
うち予備試験合格資格		85人	167人	244人	301人	382人	400人	433人	385人	423人	400人
短答合格者数	5,654人	5,339人	5,259人	5,080人	5,308人	4,621人	3,937人	3,669人	3,287人	2,793人	2,672人
うち法科大学院修了資格	5,654人	5,255人	5,092人	4,837人	5,014人	4,245人	3,544人	3,238人	2,906人	2,374人	2,272人
うち予備試験合格資格		84人	167人	243人	294人	376人	393人	431人	381人	419人	400人
短答合格率	64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%	66.98%	65.98%	70.05%	73.60%	75.43%	78.04%
うち法科大学院修了資格	64.51%	63.30%	68.02%	62.24%	64.99%	65.14%	63.66%	67.39%	71.21%	72.38%	75.13%
うち予備試験合格資格		98.82%	100.00%	99.59%	97.67%	98.43%	98.25%	99.54%	98.96%	99.05%	100.00%
最終合格者数	2,063人	2,102人	2,049人	1,810人	1,850人	1,583人	1,543人	1,525人	1,502人	1,450人	1,421人
うち法科大学院修了資格	2,063人	2,044人	1,929人	1,647人	1,664人	1,348人	1,253人	1,189人	1,187人	1,072人	1,047人
うち予備試験合格資格		58人	120人	163人	186人	235人	290人	336人	315人	378人	374人
(最終合格者数前年比)		(+39人)	(-53人)	(-239人)	(+40人)	(-267人)	(-40人)	(-18人)	(-23人)	(-52人)	(-29人)
うち法科大学院修了資格		(-19人)	(-115人)	(-282人)	(+17人)	(-316人)	(-95人)	(-64人)	(-2人)	(-115人)	(-25人)
うち予備試験合格資格			(+62人)	(+43人)	(+23人)	(+49人)	(+55人)	(+46人)	(-21人)	(+63人)	(-4人)
合格率	23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%	22.95%	25.86%	29.11%	33.63%	39.16%	41.50%
うち法科大学院修了資格		24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%	22.51%	24.75%	29.09%	32.68%	34.62%
うち予備試験合格資格		68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%	72.50%	77.60%	81.82%	89.36%	93.50%
合格点(総合評価)	765点	780点	780点	770点	835点	880点	800点	805点	810点	780点	755点
(合格点前年比)		(+15点)	(0点)	(-10点)	(+65点)	(+45点)	(-80点)	(+5点)	(+5点)	(-30点)	(-25点)
総合評価平均点	738.91点	761.08点	760.20点	751.16点	793.16点	829.52点	780.74点	790.17点	810.44点	807.56点	794.07点
(総合評価平均点前年比)		(+22.17点)	(-0.88点)	(-9.04点)	(+42.00点)	(+36.36点)	(-48.78点)	(+9.43点)	(+20.27点)	(-2.88点)	(-13.49点)

※平成23年の旧司法試験の結果は含まない

出典：法務省作成資料

令和4年1月25日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

国家公務員倫理カード

倫理行動規準セルフチェック

- ・ 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正に職務を執行していますか？
- ・ 職務や地位を私的利益のために用いていませんか？
- ・ 国民の疑惑や不信を招くような行為をしていませんか？
- ・ 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組んでいますか？
- ・ 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動していますか？

出典：赤木さんが持ち歩いていた国家公務員倫理カードの写真
令和4年1月25日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

（パネル写し）